

高病原性鳥インフルエンザに関する正しい知識の普及

今般、平成21年2月27日付け20生畜第1817号をもって、農林水産省消費・安全局動物衛生課長、総合食料局食品産業振興課長及び生産局畜産部食肉鶏卵課長から、本年2月27日に愛知県下のうずら飼養農家において、高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されたことに伴い、当該県産のうずらや鶏の卵及び肉が適切に取扱われるよう、引き続き本病に関する正確な知識の普及について、本会会員への協力を求めたことについて、地方獣医師会へ通知したので紹介する。

20日獣発第264号
平成21年3月11日

地方獣医師会会長 各位

社団法人 日本獣医師会
会長 山根義久
(公印及び契印の押印は省略)

高病原性鳥インフルエンザに関する正しい知識の普及等について

このことについて、平成21年2月27日付け20生畜第1817号をもって、農林水産省消費・安全局動物衛生課長、総合食料局食品産業振興課長及び生産局畜産部食肉鶏卵課長の連名で別添写しのとおり通知がありましたので、貴会関係者に周知方お願いします。

なお、このたびの通知は、本年2月27日に愛知県下のうずら飼養農家において、高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されたことに伴い、当該県産のうずらや鶏の卵及び肉の取扱いについて、不適切な告知や取引拒否等が行われることがないように、引き続き本病に関する正確な知識の普及について、本会会員への協力を求めたものです。

注) 本通知は、日本獣医師会ホームページに掲載したことを申し添えます。

写

20生畜第1817号
平成21年2月27日

社団法人 日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長
総合食料局食品産業振興課長
生産局畜産部食肉鶏卵課長

高病原性鳥インフルエンザに関する正しい知識の普及等について

これまでの我が国の高病原性鳥インフルエンザの発生に際しましては、正確な情報の伝達や適切な流通の確保につき御理解及び御協力を賜り、御礼申し上げます。

本日、愛知県下のうずら飼養農家において、高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されたところであり(別添プレスリリース参照)、現在、愛知県においては、家畜伝染病予防法、高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針等に基づき、防疫措置を的確に講ずることとしているところです。これらの防疫措置は、うずらや鶏など家きんへの本病のまん延を防ぐために行われるものです。

本病に関する正確な知識の普及については、「高病原性鳥インフルエンザに関する正しい知識の普及について」(平成16年12月10日付け16消安第7217号農林水産省消費・安全局衛生管理課長・生産局畜産部食肉鶏卵課長通知)、「高病原性鳥インフルエンザに関する正しい知識の普及について」(平成17年6月27日付け17消安第3035号農林水産省消費・安全局衛生管理課長・生産局畜産部食肉鶏卵課長通知)等において御協力をお願いしたところです。

うずらや鶏といった家きんの卵又は肉の摂食により、鳥インフルエンザが人に感染することは世界的にも報告されておらず、食品安全委員会ホームペー

ジ (<http://www.fsc.go.jp/>) においても、鳥インフルエンザに関する情報を掲載するなど本病に関する正確な知識を普及するための措置を講じております(別添「鶏肉・鶏卵の安全性に関する食品安全委員会の考え方」参照)。

また、消費・安全局長からは、都道府県知事に対して、本病のまん延防止に向けた監視体制の強化に関する通知が発出されましたので、参考として送付いたします。

農林水産省といたしましても、鳥インフルエンザ関係情報を随時当省ホームページに掲載していくほか、家きんの卵及び肉の安全性に関する消費者及び流通業者への情報提供を含め、正確な情報の提供に努めることとしております。

貴会におかれましても、当該県産のうずらや鶏の卵及び肉の取扱いにつきまして、「〇〇県産のうずらの卵は扱っていません」といった不適切な告知や、発生県産であることのみを理由とした取引拒否等が行われることのないよう、引き続き、本病に関する正確な知識の普及について、会員の皆様への周知につき特段の御配慮をいただきますようお願い申し上げます。

平成16年12月10日

農林水産省
消費・安全局衛生管理課
生産部畜産部食肉鶏卵課

高病原性鳥インフルエンザに関する正しい知識の普及について

今般、平時から食肉鶏卵等関係者における高病原性鳥インフルエンザに関する正しい知識の普及を図るため、別添のとおり関係団体等に対し要請したのでお知らせします。

写

16 消安第 7217 号
平成16年12月10日

別記(略)関係団体あて

農林水産省消費・安全局衛生管理課長
生産局畜産部食肉鶏卵課長

高病原性鳥インフルエンザに関する正しい知識の普及等について

本年1月から3月にかけて、我が国では79年ぶりとなる高病原性鳥インフルエンザの発生があったところですが、その発生に際しましては、正確な情報の伝達や適切な流通の確保につき御理解及び御協力を賜り、御礼申し上げます。

本年4月の本病終息以降、農林水産省におきましては、①発生時の届出義務違反に対するペナルティ強化等を内容とする家畜伝染病予防法の改正、②感染経路究明チームによる感染経路の究明、③同法に基づく特定家畜伝染病防疫指針の策定と防疫演習の実施による防疫体制の整備等に加え、④正しい情報の提供として、消費者及び生産・流通・小売関係者との意見交換会の開催等に取り組んできたところで

す。つきましては、別添のとおり、最近の意見交換会等での説明資料を参考としてお送りいたします。また、本年3月に4府省連名で発出した「国民の皆様へ(鳥インフルエンザについて)」など、関連情報は随時農林水産省のホームページに「鳥インフルエンザに関する情報」として掲載してまいります。

貴会におかれては、引き続き正しい知識の普及に御協力いただきますとともに、高病原性鳥インフルエンザの発生があった場合に、「〇〇県産の鶏卵、鶏肉は扱っていません。」といった不適切な告知や発生県産であることだけを理由とした鶏肉や鶏卵の取引拒否等が行われることがないよう、会員の皆様への周知につき、特段の御配慮をいただきますようお願い申し上げます。

高病原性鳥インフルエンザとは

- 全身症状を伴う家きん(鶏、アヒル、七面鳥等)の急性伝染病
- 家きん(鶏、アヒル、七面鳥等)のA型インフルエンザウイルス感染症のうち、病原性の強いもの
- 感染鶏との密接な接触により、まれに人への感染被害(海外)はあるが、鶏卵や鶏肉を食べることにより人に感染した事例はない

● 農林水産省は、国内の養鶏場などでの発生予防、まん延防止のための対策を実施

①

発生農場における防疫措置

基本事項

- 感染の拡がり(まん延)防止
- 防疫作業従事者の感染防止

緊急措置

- 患畜等の隔離
- 消毒液散布

殺処分(安楽死)

鶏の死体や排泄物、汚染飼料等の埋却

鶏舎等汚染物品の消毒

⑤

日本における高病原性鳥インフルエンザ(2004年)

3, 4例目 京都府

1例目 山口県

2例目 大分県

②

移動制限区域と搬出制限区域

① 移動制限区域

② 搬出制限区域

原則 0 Km

家きん、家きんの死体・卵、器材、飼料、排せつ物等

生きた家きん

21日間以上の係留・観察

⑥

感染経路究明チーム報告書

- ・伝播には一定のウィルス量が必要
- ・国内での弱毒株から強毒株への変異の可能性は低い
- ・朝鮮半島等から渡り鳥により持ち込まれた可能性
- ・付近に生息する鳥、農場内のネズミ等や、人の媒介により持ち込まれた可能性

③

ワクチン接種について

【基本的な考え方】

- 1 国際的な防疫原則に従い、移動制限の実施、迅速な発見と、とう汰(殺処分)により、本病の撲滅を図る
- 2 移動制限区域内の複数の農場で本病が発生し、発生農場の飼養鶏の迅速なとう汰が困難になると判断される場合には、ワクチンの使用を検討
- 3 ワクチンを使用した場合には、すべての接種鶏が処分又は出荷されるまで、モニタリングを実施。

⑦

高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針

第1 基本方針	防疫措置
1 異常家きん等の通報	5 移動の制限及び家畜集合施設の開催等の制限
2 殺処分等	6 清浄性の確認のための検査等
3 移動の制限及び家畜集合施設の開催等の制限	7 ワクチン
4 ワクチン	8 感染経路の究明
第2 防疫措置	第3 防疫対応の強化
1 異常家きん等の発見の通報から病性決定までの措置	1 危機管理体制の構築
2 病性鑑定結果判明時の措置	2 試験研究機関等との連携
3 発生農場における防疫措置	3 監視体制の維持
4 疫学関連農場等における	

④

鶏卵・鶏肉流通からみた高病原性鳥インフルエンザ

鶏肉や鶏卵を食べることにより人に感染したという事例なし

* 発生に伴う国内の移動制限、輸入停止は家畜伝染病予防法に基づき鳥への感染防止のために実施
(食品衛生法上の措置ではない)

⑧

鶏肉や鶏卵による人への感染の可能性

(鳥の病気であり、感染リスクは小さい)

〔生産段階〕

- ・臨床的に異常のない鶏の鶏肉、鶏卵にウイルスが含まれる可能性は小さい
- ・発生の可能性がある地域の鶏、鶏卵は清浄性確認まで法的に出荷を制限

9

〔消費段階〕

・種の特異性があり、人は鳥と異なるインフルエンザウイルスの受容体をもつ

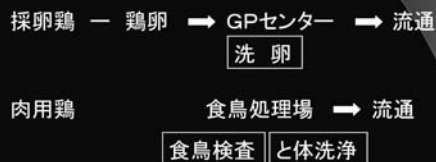
〔呼吸器を介して人の体内に大量のウイルスが入ってしまった場合に、ごくまれに感染〕

・インフルエンザウイルスは酸に弱く、胃の中に入れば胃酸で不活化される

11

〔流通段階〕

- ・鶏卵はGPセンターで殺菌剤により洗卵
- ・鶏は食鳥検査を経て処理され、と体は殺菌剤を含む冷水で洗浄



10

これらのインフルエンザウイルスの特徴から・・・

- 万が一鶏肉・鶏卵に鳥インフルエンザウイルスが付着していたとしても、これらを食べることによりヒトが感染することは考えられません。
- また、鶏卵、鶏肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。

したがって・・・

鶏肉・鶏卵は「安全」

12

写

17 消安第 3035 号
平成 17 年 6 月 27 日

別記(略)関係団体あて

農林水産省消費・安全局衛生管理課長
生産局畜産部食肉鶏卵課長

高病原性鳥インフルエンザに関する正しい知識の普及等について

昨年1月から3月にかけて我が国で高病原性鳥インフルエンザが発生しました際には、正確な情報の伝達や適切な流通の確保につき御理解及び御協力を賜り、御礼申し上げます。

昨日、茨城県下の採卵鶏飼養農場において、H5亜型のA型インフルエンザウイルスが分離されたところであり、現在、当該ウイルスの鑑定を行っておりますが、当該ウイルスは弱毒性のものであるとされています。

茨城県においては、家畜伝染病予防法及び本病に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づき、防疫措置を的確に講ずることとしているところです。これら

の防疫措置は、あくまでも鶏への本病のまん延を防ぐために行われるものです。

本病に関する正確な知識の普及については、「高病原性鳥インフルエンザに関する正しい知識の普及について」（平成16年12月10日付け16消安第7217号農林水産省消費・安全局衛生管理課長・生産局畜産部食肉鶏卵課長通知）において御協力をお願いしたところです。

鶏卵・鶏肉の摂食により、鳥インフルエンザが人に感染することは世界的にも報告されておらず、再度、内閣府食品安全委員会からも、別添のとおり、鶏卵・鶏肉が安全である旨の委員長談話が発表され、また、消費・安全局長からは、国内防疫の強化に関する通知が発出されましたので、参考として送付いたします。

本病の発生に伴い、農林水産省といたしましても、関係情報を随時当省ホームページに掲載していくほか、鶏卵及び鶏肉の安全性に関する消費者及び流通業者への情報提供を含め、正確な情報の提供に努めることとしております。

貴会におかれましても、本病の発生県産の鶏卵及び鶏肉の取扱いにつきまして、「〇〇県産の鶏卵・鶏肉は扱っていません」といった不適切な告知や、

発生県産であることのみを理由とした鶏卵・鶏肉の取引拒否等が行われることのないよう、引き続き、本病に関する正確な知識の普及について、会員の皆様への周知につき特段の御配慮をいただきますようお願い申し上げます。

平成19年1月13日

鳥インフルエンザの発生に関する食品安全委員会委員長談話

1. 今回、農林水産省から、宮崎県におけるH5亜型の鳥インフルエンザの発生が発表されました。
2. 食品安全委員会の見解は、平成16年3月に発表した「鶏肉・鶏卵の安全性に関する食品安全委員会の考え方」（平成17年12月更新）（別添）のとおりですので、国民の皆様には、冷静に対応していただきますようお願いいたします。

【別 添】

2004年3月11日
2007年10月4日更新

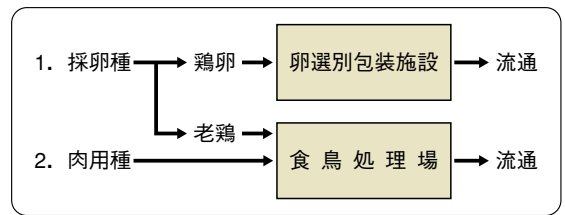
鶏肉・鶏卵の安全性に関する食品安全委員会の考え方 鶏肉・鶏卵は「安全」と考えます。

- わが国の現状においては、鶏肉や鶏卵を食べることにより、高病原性鳥インフルエンザがヒトに感染する可能性は、以下の理由から、ないものと考えています。
 - ・ 酸に弱く、胃酸で不活化されると考えられること
 - ・ ヒトの細胞に入り込むための受容体は、鳥のものとは異なること
 - ・ 通常の加熱調理で容易に死滅するので、加熱すればさらに安全
- （ 海外ではヒトへの感染事例が報告されていますが、感染機会としては、病鶏の羽をむしる・解体するといった作業に従事したとき、感染した闘鶏の世話をしたとき、特に症状を示さないが感染しているアヒルと遊んだときなどが報告されています。また、まれなケースとして、感染したアヒルの生の血液を使用した料理を食べたとき、汚染された家きん肉を加熱調理不十分な状態で食べたときなどが考えられると報告されています。 ）
- なお、WHO（世界保健機構）は、鶏などの家きん類にH5N1亜型が集団発生している地域（東南アジア等）では、鶏肉や鶏卵を含む、家きん類の肉及び家きん類由来製品については、食中毒予防の観点からも、十分な加熱調理（全ての部分が

70℃に到達すること）及び適切な取扱いを行うことが必要であるとしています。

鶏肉・鶏卵は、安全のための措置が講じられています。

- 国産の鶏卵は、卵選別包装施設（GPセンター）で、通常、厚生労働省の定める「衛生管理要領」に基づき、次亜塩素酸ナトリウムなどの殺菌剤で洗卵されています。
- 国産の鶏肉は、食鳥処理場で、通常、約60℃のもとで脱羽され、最終的に次亜塩素酸ナトリウムを含む冷水で洗浄されています。



写

20 消安第12190号
平成21年2月27日

都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

愛知県における高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う監視体制の強化について

本日、愛知県においてH7亜型の高病原性鳥インフルエンザ（以下「本病」という。）の発生が確認されたところです。

これまで各都道府県におかれては、「高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」（平成16年11月18日農林水産大臣公表、以下「防疫指針」という。）を踏まえた対応を行っていただいているところですが、本病の防疫対策の強化等を図るため、以下の事項の徹底について遺漏なきようお願いいたします。

記

- 1 家きん所有者等への緊急立入調査等の実施
本病の発生予防及びまん延防止に万全を期すため、都道府県内の家きんの所有者、関係獣医師等に対し、農場への立入等の方法により以下の事項を速やかに実施し、報告すること。
 - (1) 愛知県において本病が疑われる事例が発生した旨の情報提供

(2) 飼養する家きんの異常の有無の確認と異常家きん発見時の早期通報の徹底

(3) 野鳥の鶏舎等への進入防止，農場出入口での消毒の徹底など防疫指針第1の1の「異常家きん等の通報」に掲げる飼養衛生管理基準の遵守状況の確認

2 的確な病性鑑定の実施について

異常家きんの通報があった場合には，直ちに当局動物衛生課に連絡するとともに，明らかに本病が否定される場合を除き，本病を疑い必要な病性鑑定を実施すること。

なお，本病が疑われる農場に立ち入り，防疫措置を実施するに当たっては，防疫指針第2の3の(1)のエに準じて，公衆衛生部局と連携するとともに，防疫作業に従事する者は，防疫衣，マスク，ゴーグ

ル，手袋等を必ず着用し，感染防止に努めるよう十分留意することとし，予防投薬等についても公衆衛生部局及び医療関係者の助言を求めること。

また，病原性が極めて低いウイルスの場合，今回のモニタリング検査事例のように，家きんに臨床的な異常を認めない場合もあることを踏まえ，本病のモニタリング検査の実施に当たっては，計画的な採取後，速やかに検査を行うこと。

3 危機管理体制の点検について

万一の発生の際に，円滑な防疫措置に遺漏がないよう，防疫指針第3の1の「危機管理体制の構築」に沿った危機管理体制について再点検を行うこと。